

# 令和8年度 福祉用具専門相談員指定講習会

“介護保険法”においての指定福祉用具貸与、または販売する事業所に従事する“福祉用具専門相談員”の養成を目的に開催します。福祉の業務に携わっている方、福祉用具に関心のある方等、どなたでも受講することができます。

\*一定の有資格者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士）については、本講習会を受講しなくても、福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することができます。

開催場所	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（水戸市千波町 1918 5階研修室）
講習会費用	受講料 60,000円（テキスト代込）
受講資格	下記8日間 53時間 全日程参加できる方（最少催行 10名）
申込締切	令和8年4月15日（水）（郵送の場合当日消印有効）

新カリキュラム  
53時間にて開催！

日 程	時 間	研修内容(53時間)
5／14(木)	開講式 9:10～9:30～16:30	・福祉用具の役割 ・福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 ・介護保険制度等の考え方と仕組み ・介護サービスにおける視点
5／15(金)	9:00～16:30	・からだとこころの理解
5／16(土)	9:00～17:10	・移乗・移動関連用具 ・リハビリテーション
5／23(土)	9:00～18:00	・排泄・入浴関連用具 ・起居・床ずれ防止用具
6／4(木)	9:00～16:00	・高齢者の日常生活の理解 ・介護技術
6／5(金)	9:30～17:10	・食事、更衣、整容、コミュニケーション、社会 参加関連用具 ・住環境と住宅改修 ・福祉用具の安全利用リスクマネジメント
6／6(土)	9:00～17:10	・福祉用具の供給の仕組み ・福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用
6／7(日)	9:30～16:30	・福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用
6／13(土)	1時間	修了評価試験

◆受講希望の方は、裏面の申込書へ必要事項をご記入の上、  
FAX・メール・郵送等でお申し込みください。詳細はHPをご覧ください。

<事務局> (一社) 茨城県福祉サービス振興会  
TEL 029-244-4425 FAX 029-244-4463  
E-mail [iba-kaiyo.2f@ab.wakwak.com](mailto:iba-kaiyo.2f@ab.wakwak.com)  
(所在地: 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5階)

